



**【ポイント】**  
令和10年度の稼働開始を目指すため、令和3年度から「施設整備基本計画」の策定に着手する必要がある。  
令和2年10月までに事業主体を設立し、交付金の手続きを行うことが必要となる。

**【ポイント】**  
組合事務所の設置場所については、当面の間、和光市役所内に置く方向で検討していく。

➢ 本スケジュールは現段階での見込みであり、今後事業進捗とともに具体化していく。  
➢ 事業主体の設立作業と並行して共同処理の枠組みについて検討を行い、広域化基本構想を策定する。